

令和2年4月20日

塩川中学校保護者 様

喜多方市立塩川中学校長 坂口 伸

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業について

桜花の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、日本国内における新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、下記のとおり臨時休業することになりました。これは内閣総理大臣からの要請を福島県教育委員会を経て、喜多方市教育委員会が受け、市内の全ての小・中学校を臨時休業とすることに決定したことによります。

保護者の皆様におかれましては、感染や集団による感染拡大を防止することの重要性を理解いただき、今回の措置に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休業の期間 令和2年4月23日（木）から令和2年5月6日（水）

2 対 象 全生徒

3 本日段階での決定事項

- |  |
|--|
| <p>(1) <u>4月22日（水）まで、給食は実施</u>します。</p> <p>(2) 休業開始までに、<u>計画的な学習指導と家庭での過ごし方等の生活指導</u>をいたします。</p> <p>(3) 何か必要な連絡事項等は、「<u>塩川中安心メール</u>」「<u>塩川中HP</u>」にてお知らせいたします。<br/>(登録の再確認をお願いいたします。)</p> <p>(4) <u>5月7日（木）より普通登校</u>となります。ただし、<u>臨時休業期間が延長した場合は、7日を臨時登校日（午前中のみ）</u>とします。<br/>【給食について】7日が予定どおり<u>普通登校の場合、給食はありますが、臨時休業が延長し臨時登校日となった場合は、給食はなし</u>となります。</p> |
|--|

4 留意事項

- (1) 臨時休業期間中の過ごし方について
- ・ 臨時休業期間中は、通院の場合を除き健康であっても外出を避け、自宅で規則正しい生活を心がけてください。また、人の集まる場所に行くことを避けてください。
  - ・ 手洗い・うがい等をしっかり行い、感染予防に努めてください。
  - ・ 臨時休業期間中は、部活動も中止とします。
  - ・ 少しでも具合が悪い場合は、必ず受診してください。万が一、臨時休業中に新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、学校にも連絡をしてください。
  - ・ 家庭でもしっかり学習を行ってください。自主勉ノートでの学習をいつもどおり行ったりワークブックを使用したりするなどして学習を進めてください。（期間中の各教科の学習については、休業前に具体的な指導を行います。）
- (2) 学校からの連絡について
- ・ 電話連絡がいつでも取れる状態にしておいてください。また、必要に応じて一斉メールでの連絡をします。一斉メールの登録がお済みではない保護者の方は、この機会に登録をお願いします。

(事務担当 教頭 石原信太郎 電話0241-27-2021)